

◎新潟県告示第178号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年2月27日

新潟県知事 米山 隆一

1 起業者の名称

三条市

2 事業の種類

三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）及び駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

三条市荒町2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

三条市スポーツ・文化・交流複合施設（仮称）及び駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業に必要な用地の先行取得を行う県央土地開発公社において、取得に係る予算措置が講じられていること、本件事業に必要な経費について、起業者が来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

三条市では、起業地内に、三条市体育文化センターと三条市総合体育館を有し、市の中核的な屋内体育施設として長年大勢の市民から利用されてきた。しかし、体育文化センターは、耐震診断の結果、大規模地震時に倒壊の危険性が高いことが判明し、一方、総合体育館は供用開始から37年目となり、施設内での雨漏りや放送設備の不具合など老朽化が著しいことから、市では両施設を解体し、双方の機能を兼ね備えた新たな複合施設（以下「複合施設」という。）を起業地に建て替えることを決定した。

複合施設には、アリーナやホールのほか、複数のマルチスペースを設置することにより、各種イベントやスポーツの大会だけでなく、会議室としての利用や市民のサークル活動などの様々な活用が可能となることから、市は利用者の大幅な増加を見込んでいる。また、駐車場については、これまで、週末の各種大会やイベントの際には、施設専用駐車場のほか近隣の複数の医療機関から駐車場を借用して運営してきたが、複合施設は、平日において多くの利用が見込まれ、恒常に駐車場が不足することが想定されることから、従来施設に隣接する土地を取得して駐車場を増設する計画である。

本件事業の実施により、多くの市民が日常的にスポーツや文化活動に親しむことができる環境が整うとともに、駐車場が確保されることにより、施設利用者の利便性が向上し、迷惑駐車の解消など周辺地域の生活環境の向上にもつながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、供用後の騒音や排気ガスが懸念されるが、起業地は住家と接しておらず、影響はほとんどないと考えられるものの、市は排気ガス対応のフェンスを設置し、万全の対策を講じるとしていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区のいずれにも含まれておらず、また起業地の一部は田であるが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域に該当しない旨、それぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、施設利用者にとって利便性がよく、周辺の交通事情や経済的条件などを考慮して、2箇所を選定し比較検討した結果、医療機関など現在営業している施設が区域内なく、

周辺道路で交通渋滞を誘発する懸念が小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

市の中核的な存在であった屋内体育施設が閉館したことにより、市民のスポーツや文化活動が制限され、大変不便が生じていることから、これに代わる複合施設の建設は急務となっており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

三条市役所三条庁舎（三条市福祉保健部健康づくり課）